

協議第39号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて提出する。

平成16年6月9日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会

会長 岩槻 健

協定項目	2 - (4)	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
<p>1 . 市町村の合併の特例に関する法律第 8 条の特例は適用せず、合併後 5 0 日以内に設置選挙を行う。</p> <p>2 . 農業委員会を設置する単位は、新町に 1 つの農業委員会とする。</p> <p>3 . 新町の農業委員会の選挙による委員の定数は、 2 0 人とする。</p> <p>4 . 美方町と村岡町を合わせた区域と香住町の区域の 2 つの選挙区を設ける。</p> <p>5 . 各選挙区の定数は、有権者数割 5 0 %、農地面積割 5 0 % とし、次のとおりとする。 美方町と村岡町を合わせた区域 1 2 人、香住町の区域 8 人</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議